

# 新八王子市みどりの基本計画の 骨格（方向性）について

---

# 1 みどりの計画改定の主旨

- ① 平成22年度に策定した現行計画の計画期間満了にともなう改定
- ② 上位計画にあたる八王子市環境基本計画の中間見直し、  
その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定を行う
- ③ 本市の人口変動や緑を取り巻く状況、市民ニーズなどの変化に対応した改定を行う
- ④ 都市緑地法等の緑に係る法制度の改定を踏まえる必要性

## 2 計画の基本的な考え方

これまでは…

経済成長や人口増加等を背景とした、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

課題

みどりの量は一定量確保されたが、適正な管理や活用が不足  
管理者や担い手の不足が顕在化  
多様な主体との連携の推進

これからは…

量の確保だけを重視することは時代に合わない  
社会の成熟化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ

# 重視すべき考え方

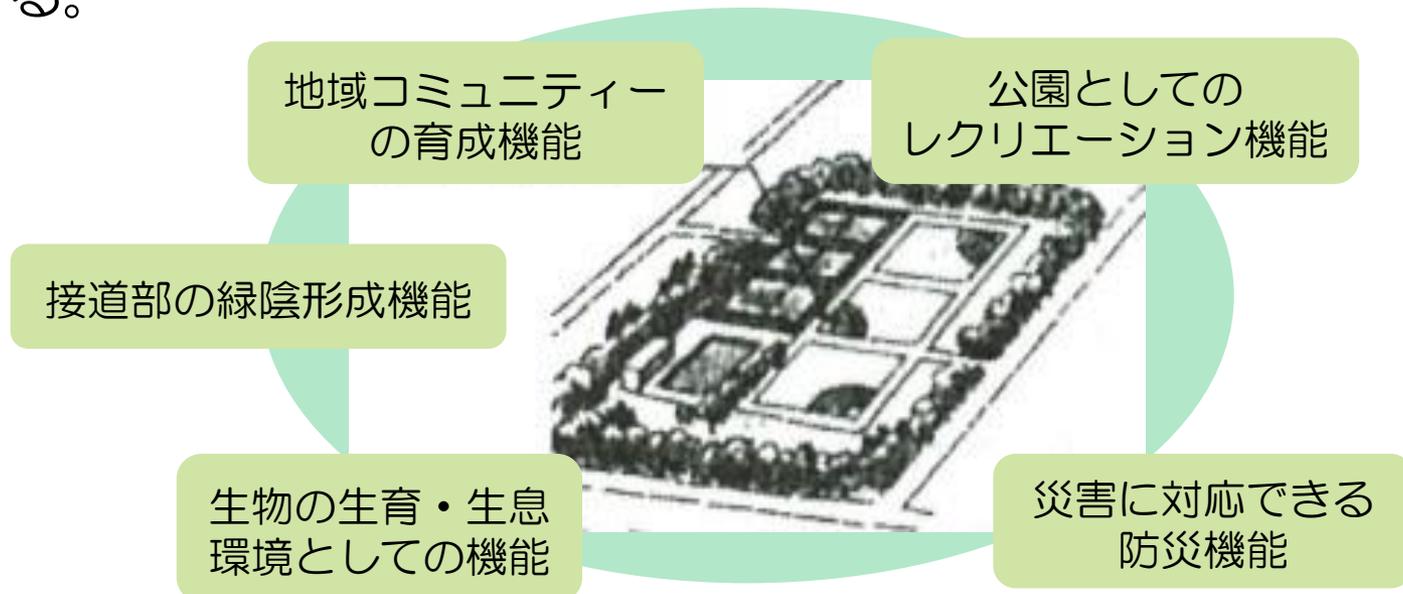
## ① みどりの質の向上

みどりが持つ機能（環境改善、水環境保全、生き物の生息、防災・減災、地域コミュニティ育成）に配慮した取組みを行う。

⇒ 環境面だけでなく、様々な機能を持つことで、市民の豊かな生活につながる。

## ◎イメージ

⇒ 公園に様々な機能を兼ね備えていくことで、公園の価値を高める。



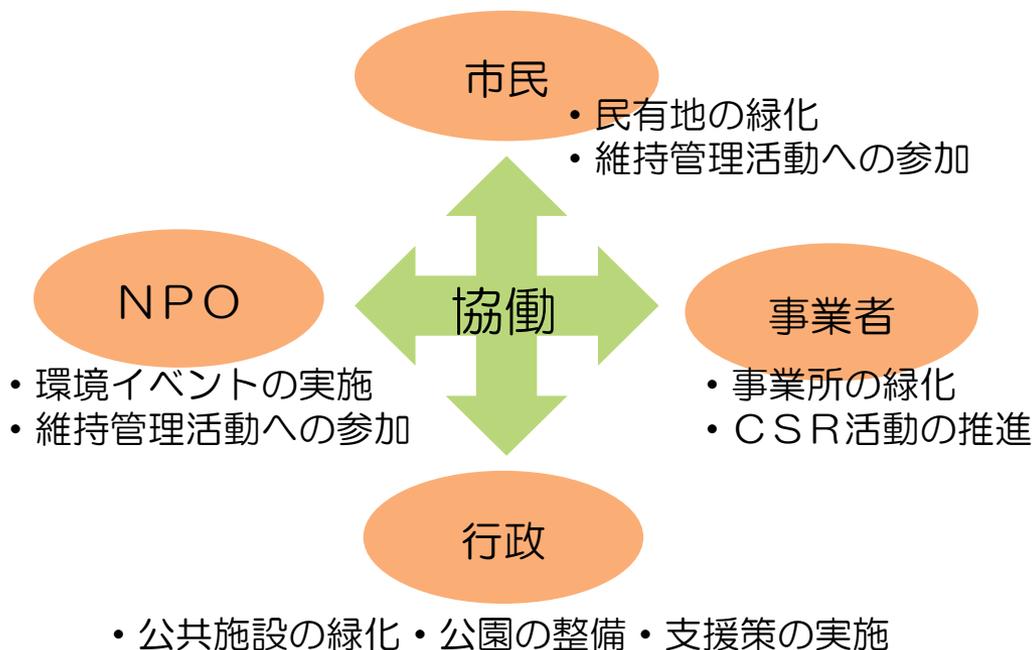
# 重視すべき考え方

## ② 市民・事業者との協働によるみどりの保全

地域性を生かし、市民・事業者・行政との協働による取組みを推進。

⇒ 担い手不足の解消、環境に関わる機会が増えることで市民の意識が高まる。

### ◎イメージ



例) グリーンマッチング制度  
⇒手入れの行き届いていない  
斜面緑地を、市民と協力して  
管理

農家手助けボランティア  
⇒農業に関心の持つ市民が  
農家の農作業を手助け

### 3 現行計画での反省点

① 「みどりの区分」による施策方針

具体的な区分けがなく、6地域別の方針もあり、わかりにくかった。

② 具体性に欠ける表現

抽象的な表現が多く、担当所管が設定されていない施策が存在。

③ 独自の進行管理不足

進行管理は上位計画の環境基本計画で整理されていた。

## 4 新計画の方向性（案）

---

① 「みどりの確保目標」の変更

② 「みどりの区分」ごとの方針を廃止し、  
テーマ別方針及び地域別方針で再整理

③ 6地域ごとに拠点となるみどりを  
設定して施策にメリハリを持たせる

④ 具体的な施策表現及び担当所管の設定

⑤ みどりの基本計画で進行管理  
3年ごと（前期・中期・後期）に  
区分けし、目標値を設定

# ① 「みどりの確保目標」の変更について

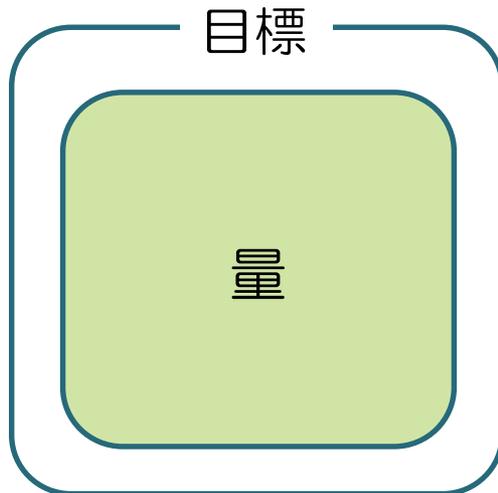
現行計画

緑被率・公園の充足率

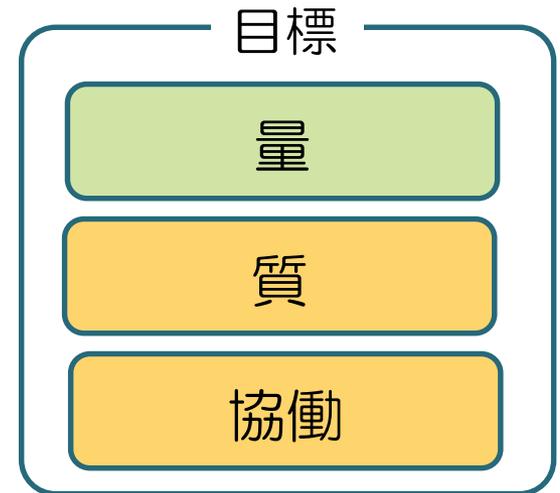
共に “量を増やしていく” ことを表現する指標

➔ 新計画の基本的な考え方（質、協働）の不足

これまでは…



これからは…



# 量の目標について

緑被率 ⇒ 緑に覆われている面積

(森林、農地、公園・道路・学校の緑、民有地の緑等)

緑をまとめて総量を表す指標

問題点：どの施策が、どのみどりに対して  
どのような効果が出たのか等の検証が難しい。

変更後  
緑地率

担保性のある緑地

- ① 都市公園等
- ② 制度上安定した緑地  
(生産緑地、特別緑地保全地区、保安林等)
- ③ 社会通念上安定した緑地 (社寺林、大学等)

その他  
みどり率

緑被率に「河川などの水面の占める割合」と  
「公園内の樹林や草地などの緑で覆われてい  
ない面積」を追加した割合

## ② 「みどりの区分」ごとの方針の廃止について

### 現行計画

将来像

方針

リーディング・プロジェクト

自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」

(1) 中心市街地の公園の適正な配置と緑化推進の強化

(2) 周辺市街地における湧水の復活と身近なみどりの保全や創出

(3) 丘陵地のみどりの確保と市民・事業者・市による里山保全のしくみの構築

(4) 山地のみどりを守るため、市街化調整区域のみどりの保全手法を確立

(5) みどりの多面的機能を確保するため、みどりのネットワークを形成

(6) 自然体験を重視した環境教育・環境学習の推進

(1) 八王子駅南口周辺の緑化

(2) みどりのカーテンの普及

(3) 斜面緑地の保全

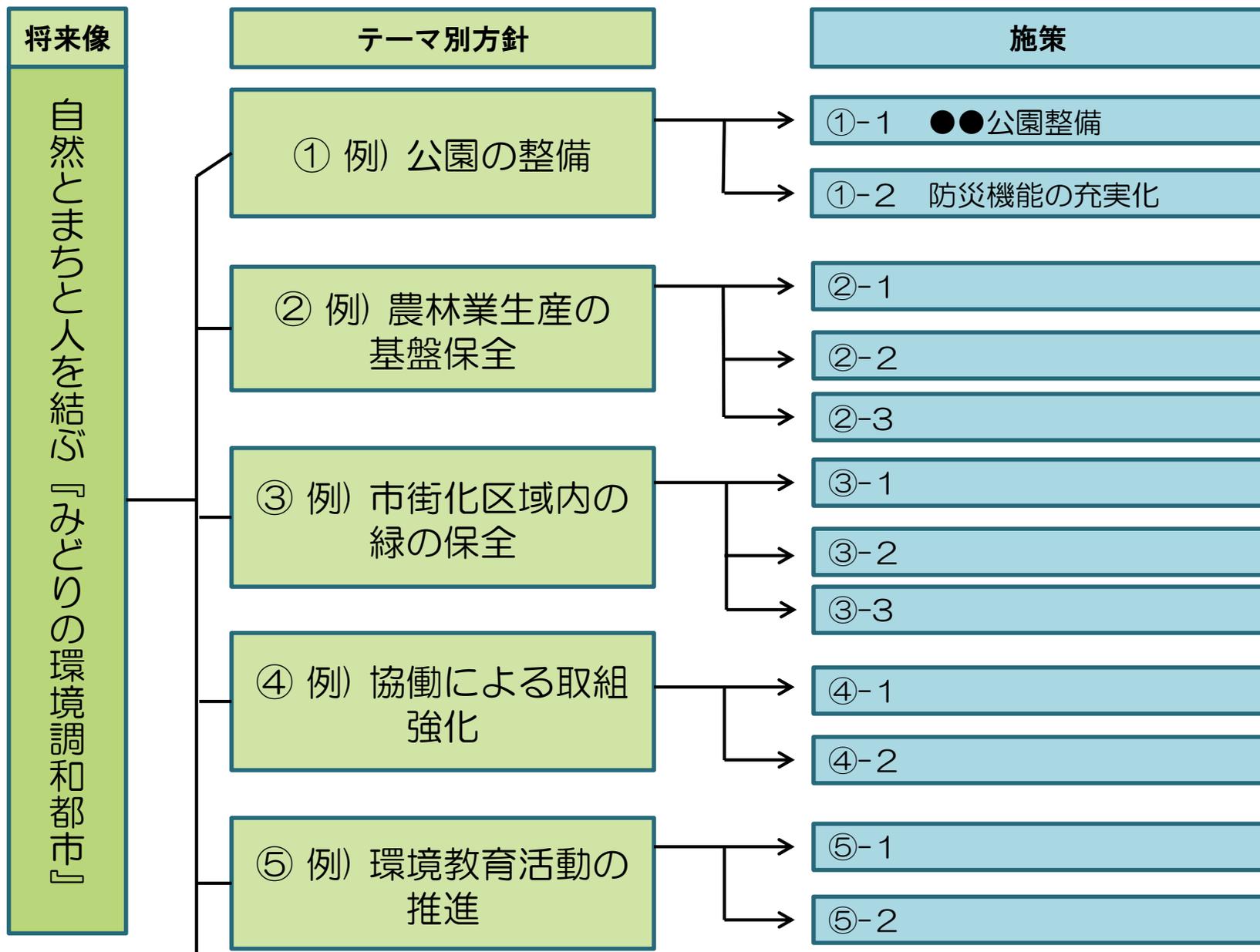
(4) 里山の保全

(5) 市街化調整区域のみどりの保全

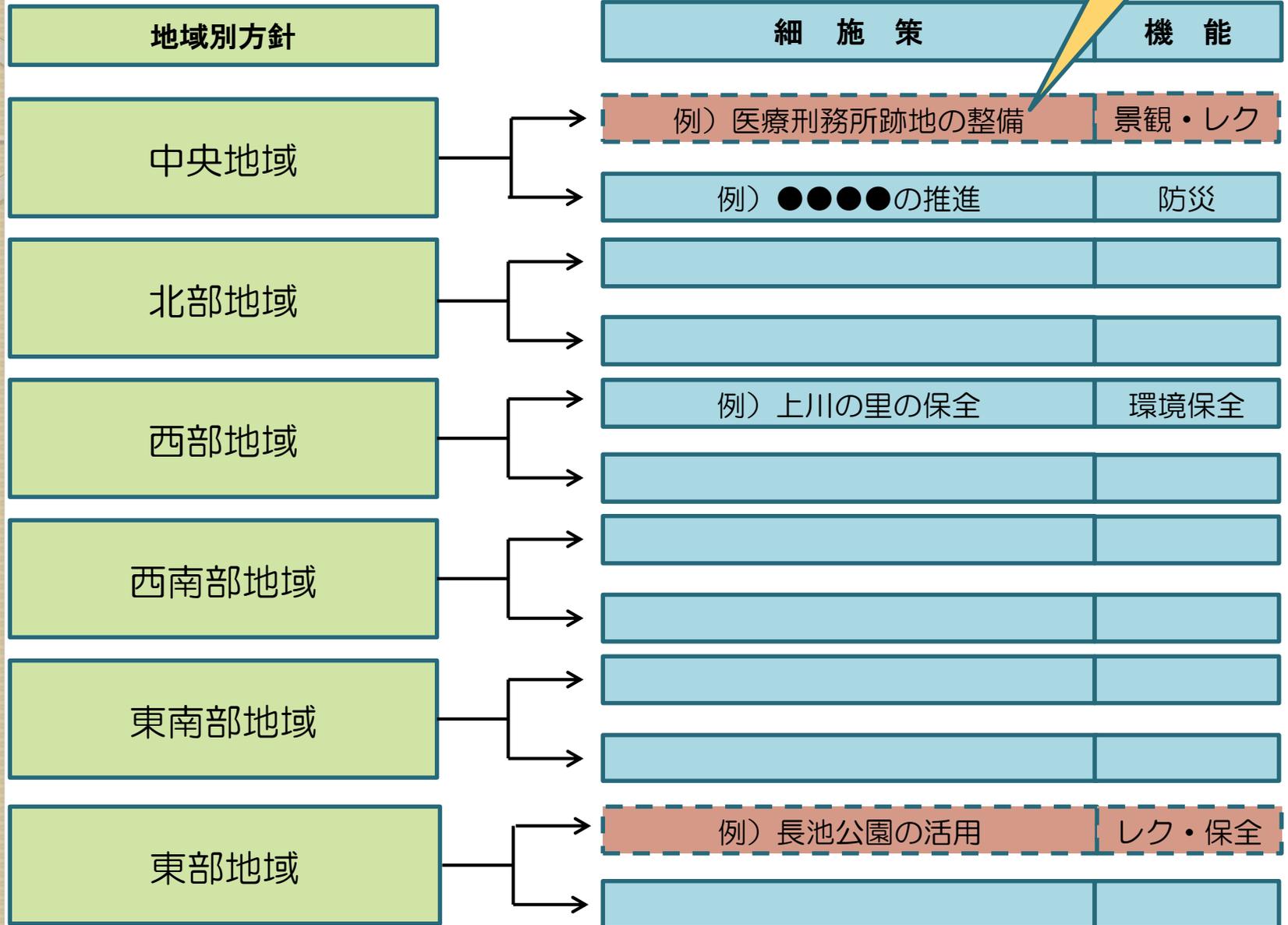
(6) いきもの調査の実施

(7) 自然体験を重視した環境教育・環境学習の推進

# 新計画 テーマ別の案



# 新計画 地域別の案

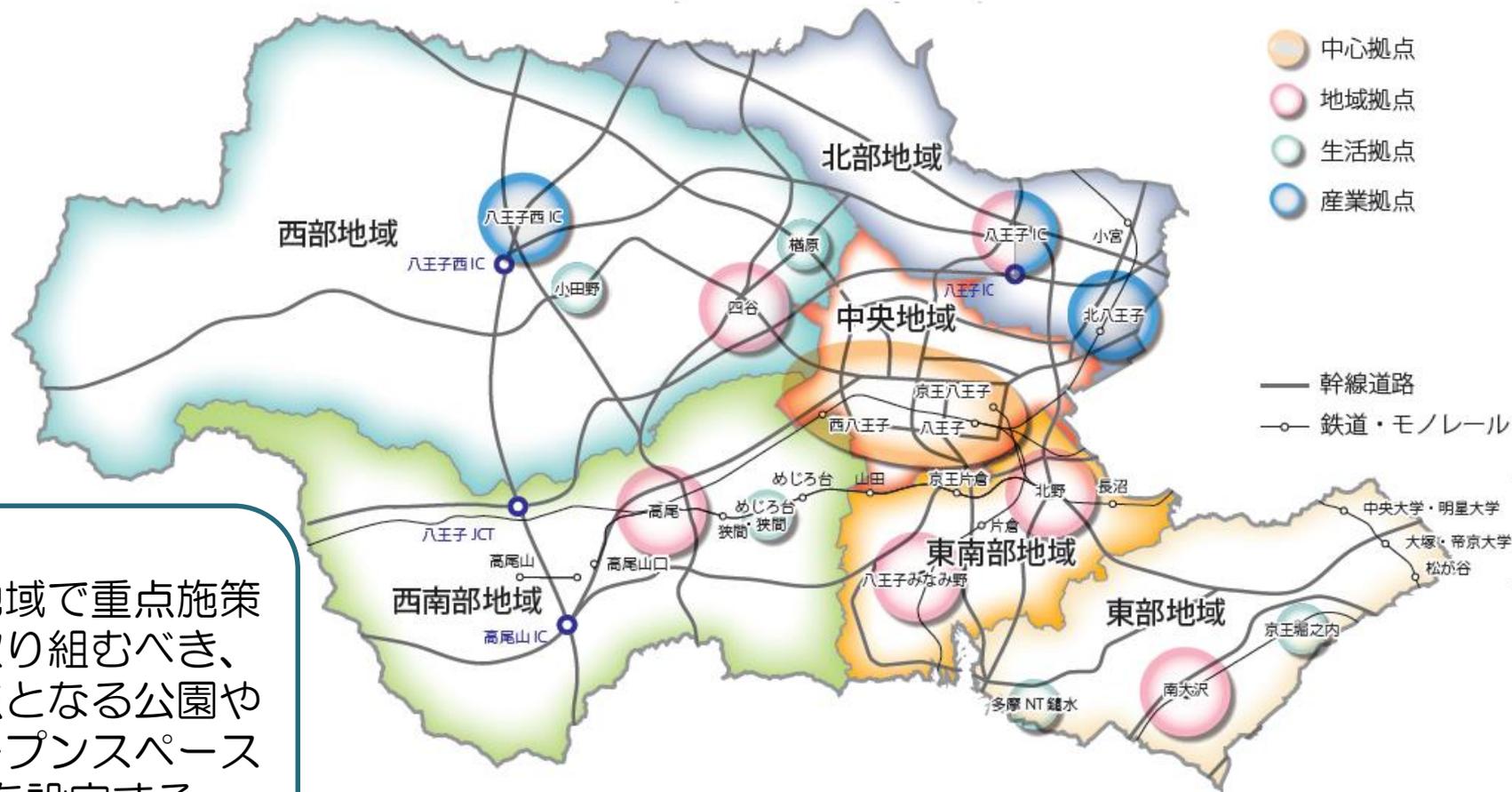


重点施策  
の設定

### ③ 6地域ごとの“みどりの拠点”の設定について

八王子市の地域区分とは

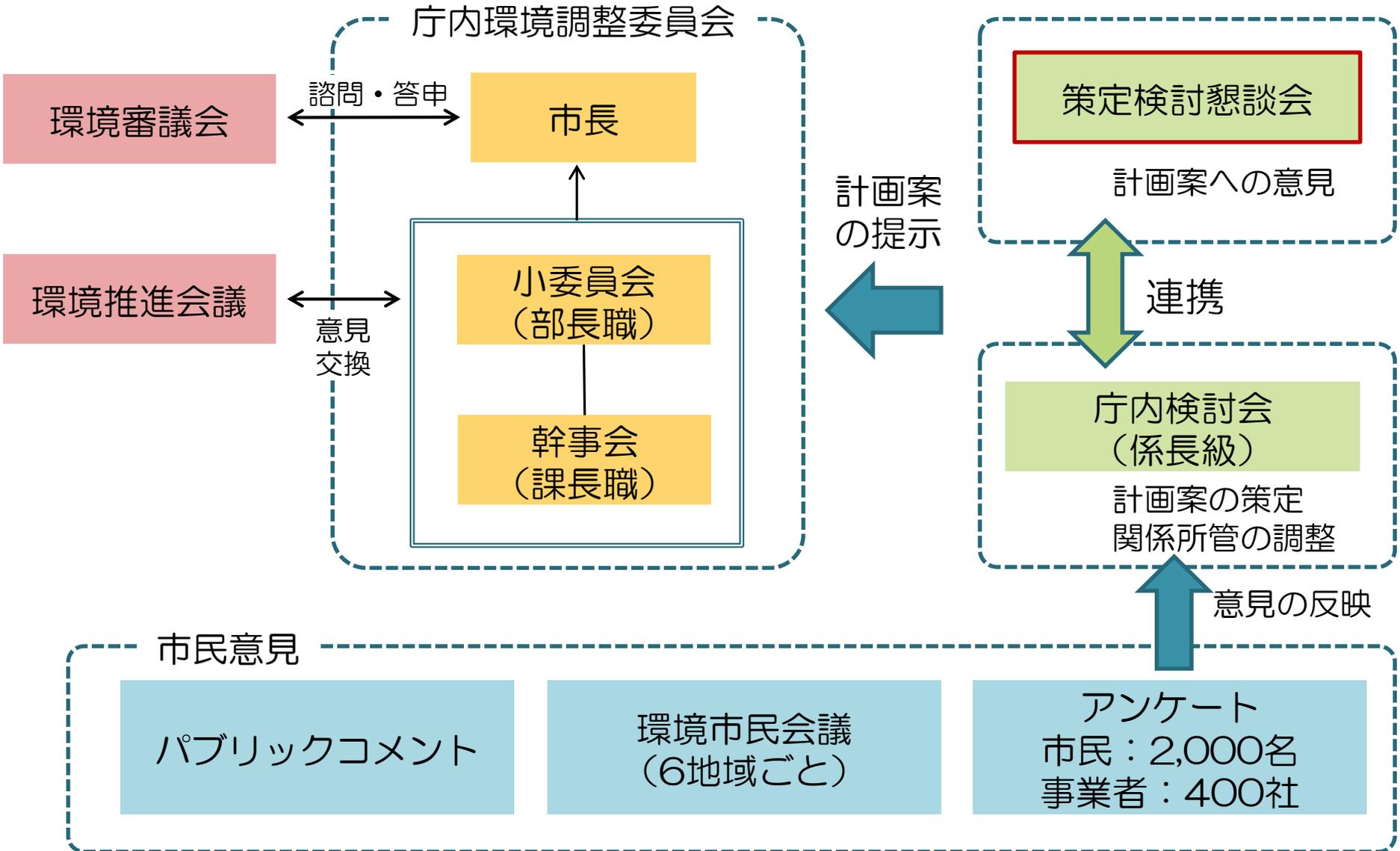
⇒八王子ビジョン2022で示された6つの地域区分



各地域で重点施策  
を取り組むべき、  
拠点となる公園や  
オープンスペース  
を設定する

都市づくりビジョン八王子 (2015)

# 5 策定体制



# 6 策定スケジュール

第1回懇談会  
H30.7.27(金)

八王子市みどりの基本計画の概要について  
新計画の方向性について

第2回懇談会  
H30.10月予定

計画の方針について  
施策の目標について  
アンケート調査について

第3回懇談会  
H31.2月予定

市内6地域の方針及び施策について  
リーディングプロジェクトについて

第4回懇談会  
H31.5月予定

八王子市みどりの基本計画素案（案）について

# 参 考

---

# みどりの質の向上とは

## 都市環境の保全・改善

- 地球温暖化の防止
- 大気の浄化
- 生物の生息空間

## 地域コミュニティ・レクリエーションの場

- 余暇空間、心の安らぎ
- 自然と触れ合う機会

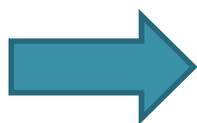
## 緑の機能と効果

## 景観の形成・創出

- 風景の形成
- 住空間の創出

## 都市の防災性・安全性の向上

- 災害時の避難場所
- 延焼防止効果



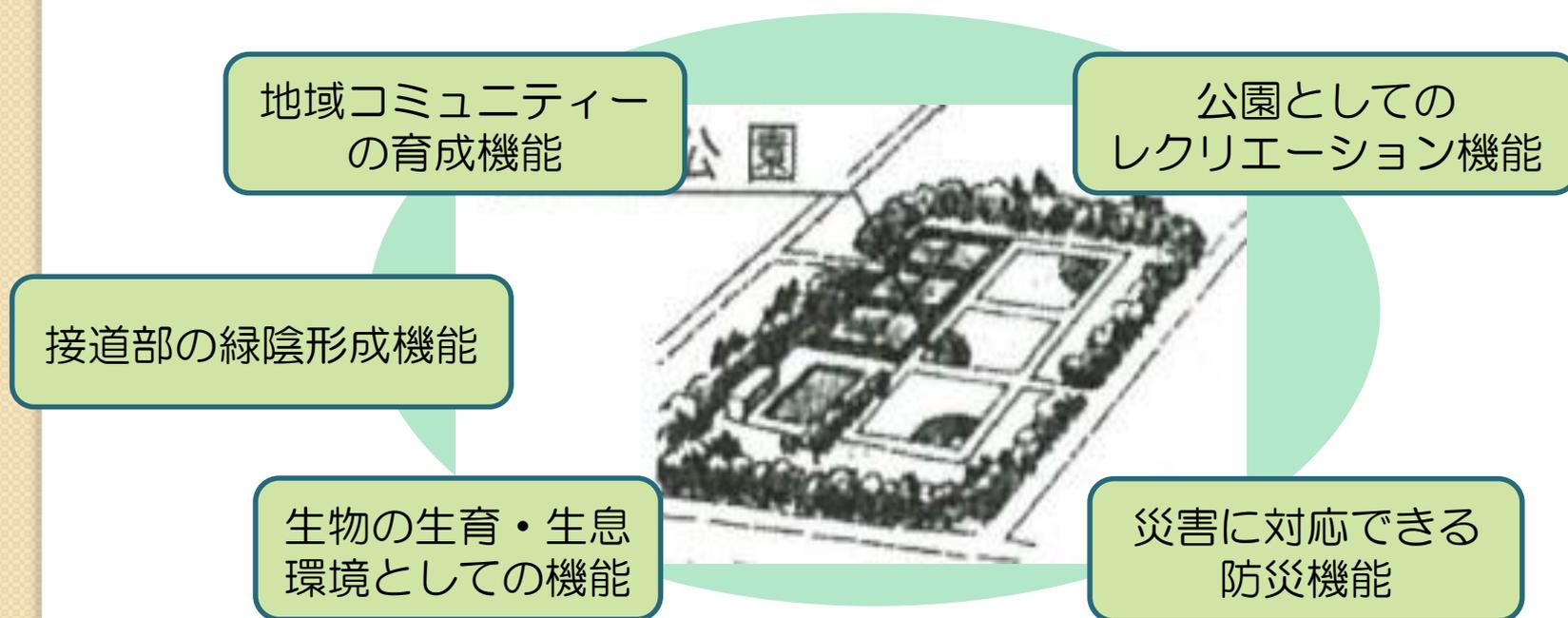
「みどりの質の向上」  
= 暮らしを支え高める緑の効果の発揮

# みどりの質の向上のイメージ

ただ緑が存在しているだけではなく、  
緑の持つ機能を高める、緑のストックを効果的に活用する。

⇒ 市全体の資産価値の向上

例) 公園 ★公園に様々な機能を兼ね備えていくことにより、公園の質を高める。



# みどりの質の向上のイメージ

例) 畑

★食糧生産の拠点。

⇒空地としての防災機能

生産緑地地区内で農家レストランの設置



例) 緑地

★管理活動を通じて地域コミュニティ形成  
環境教育の活動の場として利用



例) 街路樹

★景観形成機能が主体

⇒緑陰を形成し夏の日差しを和らげること  
によるヒートアイランド現象緩和機能

緑陰形成機能のイメージ図

# 「協働」の取組み例

## 企業の取組み（CSR）

- 森林保全活動
- 自然体験学習等の環境教育活動
- 人材育成

佐川急便(株)  
「高尾100年の森」

セブンイレブン記念財団  
「高尾の森自然学校」

八王子市との協働事業

東京都との協働事業



親子里山保全体験講座  
の開催

# 他市状況（計画目標）

## 町田市（H25.5）

- (1) 緑地の確保面積 対象：① 公園緑地等 ② 制度上安定した緑地  
③ 社会通念上安定した緑地
- (2) 都市公園等の緑地の整備目標  
対象：① 市民一人当たり面積  
② 不足地域の街区公園計画区域数
- (3) 緑に対する市民満足目標  
対象：① 緑が豊かであると思う市民の割合  
② 緑の環境に満足している市民の割合

## 多摩市（H29.6）

- (1) みどり率
- (2) みどりが豊かと感じる市民の割合
- (3) みどりの維持管理活動に参加したことのある市民の割合
- (4) 更新が必要な公園緑地の施設更新達成率
- (5) 地域の歴史文化活動に参加したことのある市民の割合

## 船橋市（H29.3）

- (1) 樹林地の面積
- (2) 都市公園の総面積
- (3) 市民協働の推進 対象：市民協働事業に対する参加団体・実施箇所数

## 板橋区（H30.3）

- (1) 緑被率
- (2) 公園率（区面積に対する都市公園面積）
- (3) 緑の区民満足度（住まいの周りの緑についての満足度）
- (4) みどりのイベント・協働活動参加者数

## 東久留米市（H30.3）

- (1) 緑被率
- (2) 確保する緑地(雑木林)面積
- (3) 農地面積
- (4) 一人当たりの公園緑地面積

## 川崎市（H30.3）

- (1) 成果指標
  - ①市民の緑の満足度
  - ②市民植樹運動による累計植樹本数
  - ③緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合
- (2) 量的指標
  - ①緑地面積（樹林地面積、農地面積）
  - ②公園面積
  - ③緑化地面積（市街地の緑地化面積）
  - ④水辺地空間面積

ボツ

# 都市農業振興基本計画について

## 現状

- 政策
  - ・市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
  - ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、将来の公共施設用地としても評価して保全
  - ・主要な農業振興施策の対象外
- 税制
  - ・市街化区域内の農地の固定資産税は、宅地並評価・宅地並課税を基本
  - ・ただし、生産緑地は農地評価・農地課税(30年間の農地管理義務と開発規制)
  - ・生産緑地は終身営業を条件に相続税の納税猶予(貸借は原則不可)

## 状況の変化

- 食の安全への意識の高まり
  - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
  - ・自ら作物を作りたいというニーズ
- 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つ「タイア層」の増加
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待
- 都市農業振興基本法の制定(H27.4)

## 【基本法の政策課題】

### 都市農業の多様な機能の発揮



- ・農産物を供給する機能
- ・防災の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能

### 農業政策上の再評価

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、食料自給率の一翼を担う
- ・都市農業は都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園、農福連携等の施策のモデルを数多く輩出
- ・我が国の農業を巡る国際環境が厳しくなる中、農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点としての役割

### 都市政策上の再評価

- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- ・都市農業を都市の重要な産業として位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが持続可能な都市経営のために重要

## 都市農業振興に関する新たな施策の方向性

### 担い手の確保

- ・都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
- ・営農の意欲を有する者(新規就農者を含む)
- ・都市農業者と連携する食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

### 土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討

### 農業施策の本格展開

保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換



露地栽培による障害者雇用農園(茨城県つくば市)

## ポイント(留意点)

- 施策の対象区域
  - ・市街化区域のほか、緑辺の市街化調整区域を含む
  - ・地方公共団体が地域の実情に応じた具体のエリアで施策を実施
- 新たな都市農業振興と土地利用計画の制度
  - ・担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための公的関与の仕組み
  - ・農地の貸借等を促進するための制度的措置と遊休農地対策
  - ・地方都市におけるコンパクトシティ施策との連携
- 税制上の措置
  - ・現行の税制上の措置が果たしている役割を評価した上で、以下の課題について課税の公平性等に配慮しつつ、政策的意義や土地利用規制を踏まえた税制措置を検討
    - ▶保全すべき農地の資産価値や農業収入に見合った保有コストの低減
    - ▶生産緑地等を貸借する場合における相続税の納税猶予の適用

## 【講ずべき施策】(特徴的なものを中心に記載)

- 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
  - ・福祉や教育等に携わる民間企業による都市農業の振興への関与の推進
  - ・都市住民と共生する農業経営(農業飛散等対策)への支援策の検討
- 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
  - ・関係団体との協定の締結や地域防災計画への位置付けなど防災協力農地の取組の普及の推進
  - ・屋敷林等について、緑地保全制度の活用促進、地域住民による農業景観の保全活動の展開
- 的確な土地利用に関する計画の策定等
  - ・将来にわたって保全すべき相当規模の農地については、市街化調整区域への編入(逆線引き)の検討
  - ・都市計画の市町村マスタープランや緑の基本計画に「都市農地の保全」を位置付け
  - ・生産緑地について、指定対象とならない500㎡未満の農地や「道連れ解除」への対応
  - ・新たな制度の下で、一定期間にわたる営農計画を地方公共団体が評価する仕組みと必要な土地利用規制の検討
- 税制上の措置
  - ・新たな制度の構築に併せて、課税の公平性の観点等も踏まえ、以下の点について検討
    - ・市街化区域内農地(生産緑地を除く)の保有に係る税負担の在り方
    - ・貸借される生産緑地等に係る相続税納税猶予の在り方
- 農産物の地元での消費の促進
  - ・直売所等で取り扱う農産物等についての効率的な物流体制の構築の推進
  - ・学校給食における地元産農産物の利用のため、生産者と関係者の連携を強化
- 農業を体験することができる環境の整備等
  - ・市民農園等の推進に向け、広報活動や体験プログラムの作成等に知見を有する専門家の派遣
  - ・都市住民が農業を学ぶ拠点としての都市公園の新たな位置付けを検討
  - ・福祉事業者等が農業参加時に必要となる技術・知識の習得等を支援
- 学校教育における農業体験の機会の充実等
  - ・都市農業者等の学校への派遣の拡大と、統一的な教材の整備等を推進
- 国民の理解と関心の増進
  - ・食と農に関する様々な展示を行うイベントの仕組みの検討

# 国の動向

## 国土交通省 都市公園法改正のポイント

### これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの**量の整備を急ぐステージ**

### 新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ**多機能性**を、

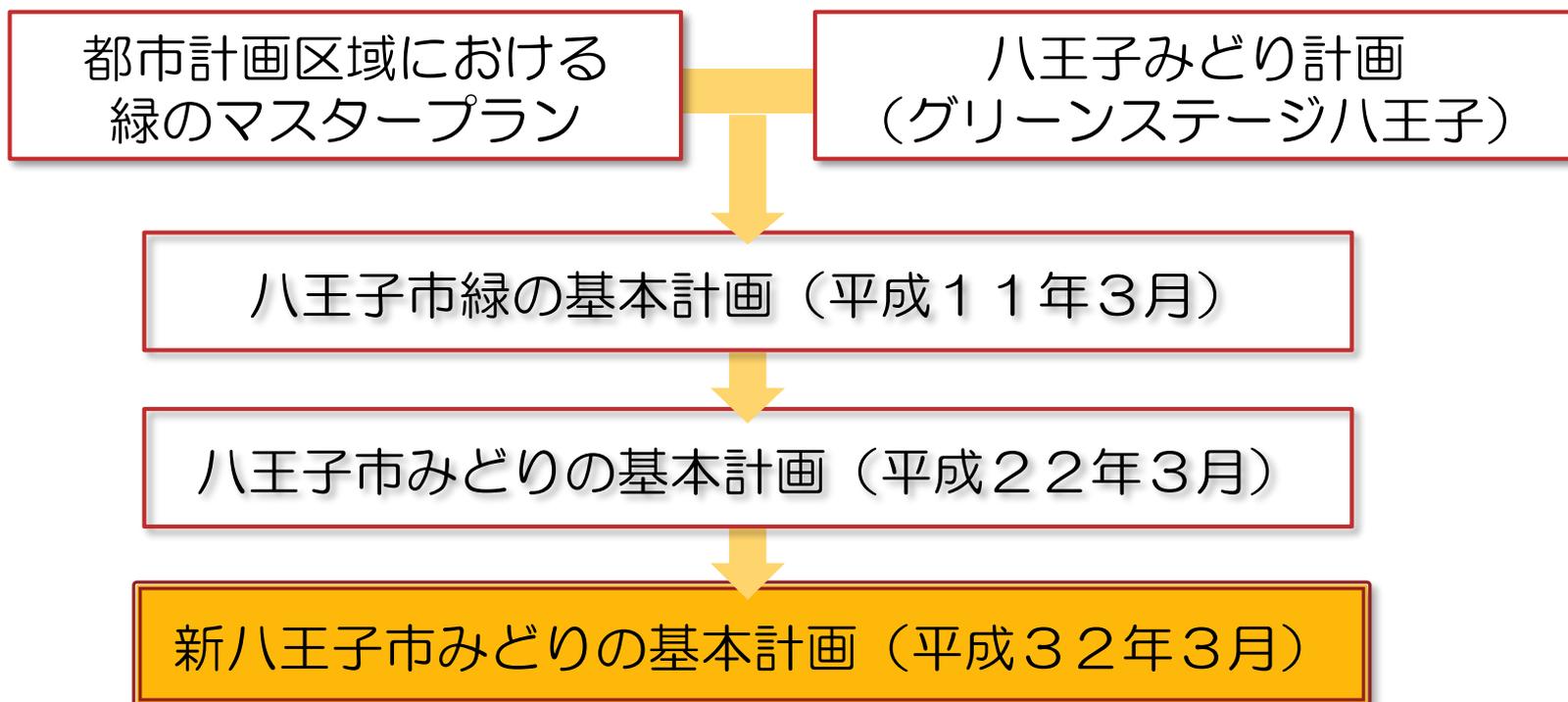
- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に**最大限引き出す**ことを重視するステージに移行すべき。

①

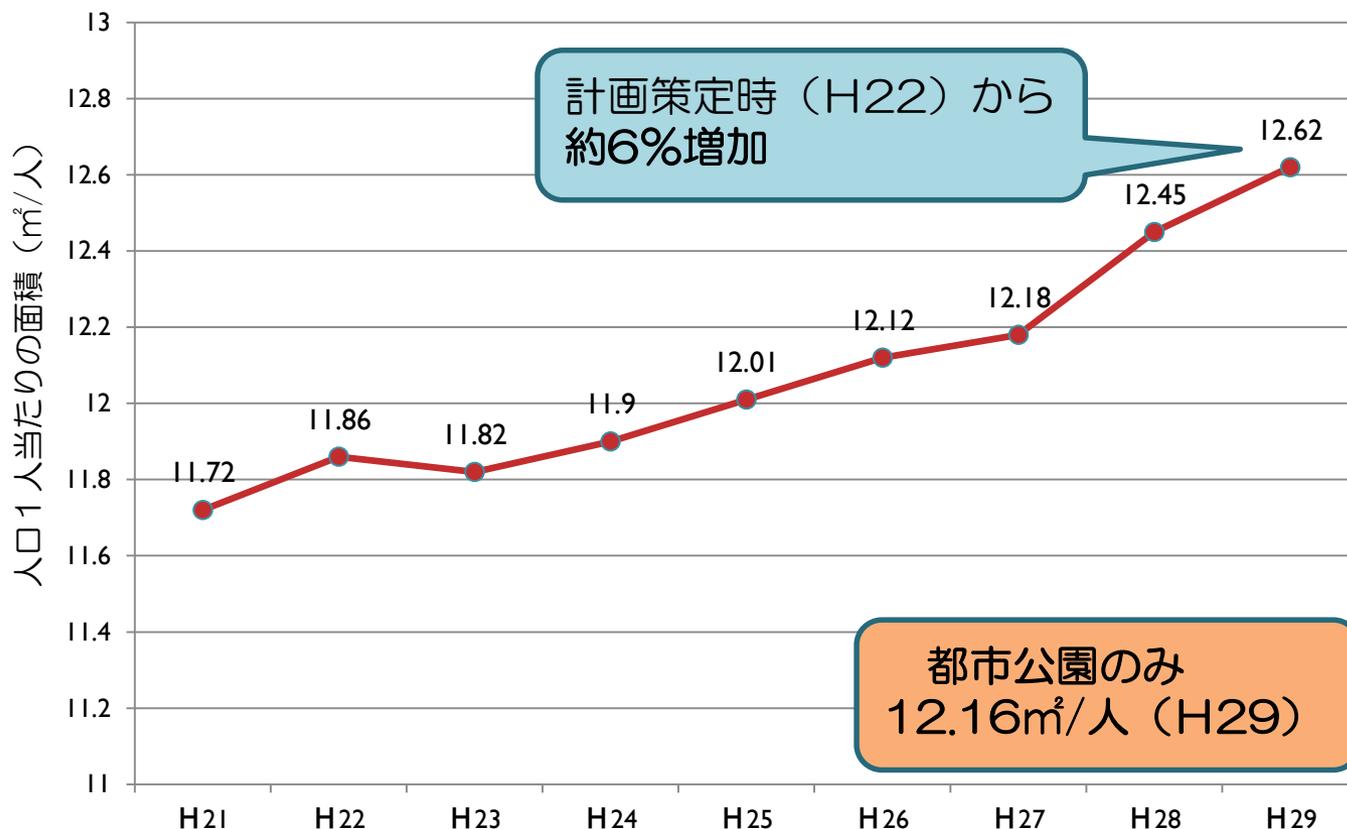
# “緑の基本計画”とは...

都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するもの。



# 公園

## 都市公園等人口1人当たり面積の推移



- 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準  
⇒10㎡以上 (都市公園法施行令第1条の2)
- 八王子市目標：12.5㎡以上 (八王子市都市公園条例)

# 重視すべき考え方

## ① みどりの質の向上

みどりが持つ機能（環境改善、水環境保全、生き物の育成、防災・減災、地域コミュニティ育成）に配慮した取組みを行う。

⇒ 環境面だけでなく、様々な機能を持つことで、市民の豊かな生活につながる。

## ② 市民・事業者との協働によるみどりの保全

地域性を生かし、市民・事業者・行政との協働による取組みを推進。

⇒ 担い手不足の解消、環境に関わる機会が増えることで市民の意識が高まる

